

平成18年2月22日

法教育推進協議会

# 小学校における法教育の実践

—社会科における法資料の教材化への取り組み—



千葉大学教育学部附属小学校社会科部  
教諭 向井 浩二

# 社会科部

## 「社会的なものの見方や考え方」を育む社会科学習 —法資料の教材化を通して—



井上 久 大澤 昌宏 梅津 清治 向井 浩二

本校社会科研究部の掲げる研究主題の「社会的なものの見方や考え方」を育むとは、「社会の仕組みがわかる」ようにしたり「今まで見えなかったものが見える」ようにしたりすることと定義しています。

そこで、「法」という視点から社会に存在する多くの事象を分類したり関連付けたりしながら統合し、総合的に社会を見させていくことを試みています。すなわち「法」資料を教材化し、社会科学習の中に組み込むことで「社会的な見方や考え方」を育みたいと考えています。

### ではなぜ、社会科で「法」なのか？

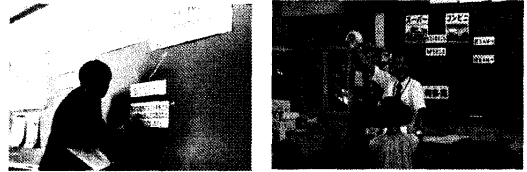
#### その1 裁判員制度の導入

2009年より施行され国民の司法への参加が制度化されつつある

国民の法意識の形成が重要であると考え



裁判員制度



#### その2 初等中等教育機関への法学習の導入

法教育研究会が文科省 最高裁 日弁連との共催で「法教育シンポジウム」を開催し、中学校における法教育授業の報告が増えてきている

規定路線となってきた法に関する学習の導入

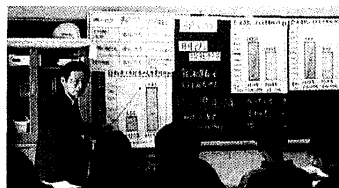
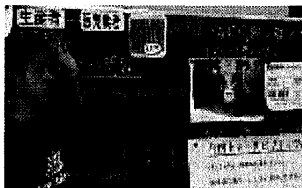
低年齢から法への興味関心を高め、中高へと徐々に意識化させていくことが必要と考える

#### その3 本校研究主題との関わり 「法は社会を映す鏡である」

法は歴史の流れやその時代を如実に表すものである

法を社会認識の手段ととらえる

法を通して現在の社会の様子や歴史を見ていくことで、児童が社会的な見方や考え方を養っていけると考える



#### 社会科における「学び」の概念

公民的資質

国際社会に於いて、日本人として主体的創造的に生きていくために必要な能力

注：これを育む手段としてよりよく生きていくこととしている日本人の姿と考える

小学校学習指導要領社会科では公民的資質を「市民性、市民として行動する上での必要資質」としている

民主的、平和的な国家・社会の形成者としての自覚を持ち

- 自他の人格を互いに尊重しあうこと
- 社会的義務や責任を果たそうとすること
- 社会生活の様々な場面で多面的に考えたり、公正に判断したりすること

小学校社会科の目標

社会認識力を高める

- ①社会生活の営みがわかること
- ②社会の変化に対応すること
- ③我が国の国土と歴史に愛情を持つこと

児童の身につけさせたい「社会的なものの見方や考え方」の定義

- ①事実にもとづいて公正に見たり考えたりすること
- ②社会的事象に対して、自分なりに意味づけたり見たり考えたりすること
- ③複数の社会的な事象や事実のつながりに目を向けて事象を比較・関連・総合して多面的に見たり考えたりすること
- ④社会的事象を空間の広がりの中で見たり考えたりすること
- ⑤社会的事象を時間の経緯の中で見たり考えたりすること
- ⑥社会的事象を自分の生活や自分自身とのかかわりで見たり考えたりすること
- ⑦社会の仕組みの中で自分の存在を考えると
- ⑧自分の将来について展望すること

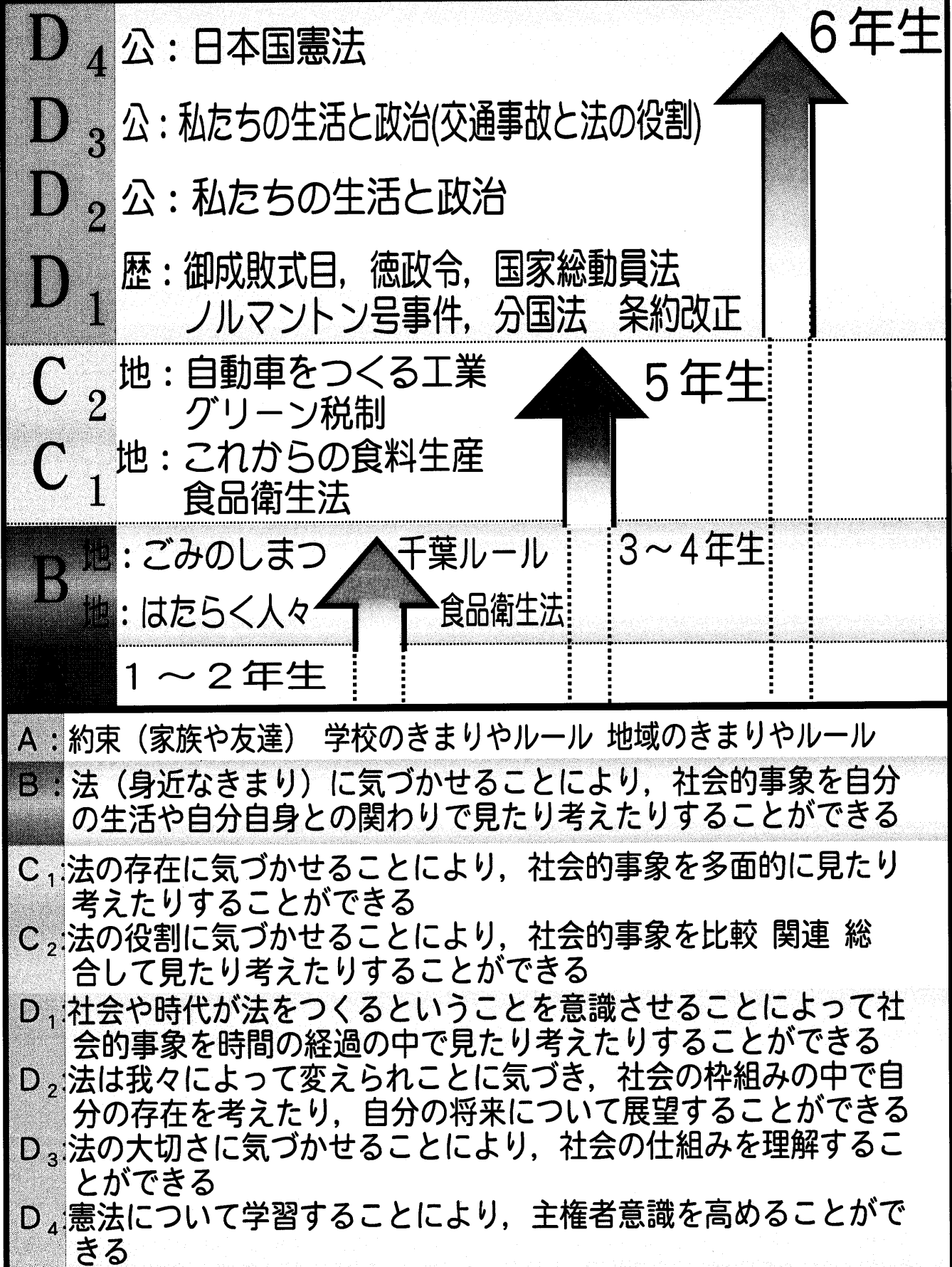
#### 社会を認識する手段



### この3年間で教材化された法

- 6年 徳政令 公事方御定書 日米和親条約 日米修好通商条約 イギリス領事裁判 明治政府下の法制度 国家総動員法 分国法（信玄家法） 大日本帝国憲法
- 5年 食品衛生法 農薬取締法 トレーサビリティ法 グリーン税制 ティーゼル車排気ガス規制法 低公害車開発普及アクションプラン
- 4年 ちばルール（千葉市政策判断） 土地利用に関するゴルフ場規制
- 3年 食品衛生法 大店立地法 酒税法 たばこ事業法

# 法資料を通してつきたい力



## 3年2組 社会科学習指導案

向井 浩二

**課題の所在** ルールづくりを通して、関係諸機関の工夫や努力を再認識させ、防犯意識を高めさせるにはどのようにしたらよいか

### 1. 単元 暮らしをまもる～中学年における法教育のあり方を考える～

#### 2. 単元について

私たちが住んでいる地域では、様々な人々が地域の安全な生活を守るために工夫や努力をしている。ここでは地域社会の災害や事件・事故から人々の安全を守るための仕組みを理解するとともに、人々の安全を守るために関係諸機関が互いに緊密な連絡を取り合っ、緊急に対処する体制を取っていることを理解させる。

児童はこれまでに、学校の周りの様子を絵地図にまとめ、身近な地域の生産活動や販売活動についての特色やそこで働く人々の工夫について具体的に学習してきた。

本学級の児童は、具体的な調査活動を通して、地域の様々な活動に参加提言していく授業には興味関心も高く、内容への反応も大変良い。

そこで本単元では、地域社会の一員としての自覚が持てるように、できる限り関係する諸機関を見学したり、そこで働く人々にインタビューしたりして、その仕事内容を理解させていくようにする。さらに、災害や事件・事故を起こさない工夫について自分たちが出来ることも含めて考え合えるような授業も積極的に行っていきたい。具体的には、事故・事件の発生からシミュレーションして関係機関の働きに気づかせ、それらを確かめるための見学や調査活動から、生命や財産を守る仕事に対する関心をより一層高め、様々な学習が自発的に展開していけるように工夫しながら授業を進めていく。

#### 3. 課題解明の手立て

昨今、小学生をめぐる身の回りの危険な出来事の有り様は一変してしまった。従来は交通事故や火事、地震等がその代表格として捉えられており、単元構成もそれらを中心に組み立てられる事が多かった。しかし、不審者による児童殺傷事件は今や看過することができないほど大

きな社会問題となっている。しかしながら、その犯罪に巻き込まれないように警察や自治体、そして地域がどのような工夫や努力をしているか知っている児童は意外に少ない。不審者から自分たちがどのように守られているのか関係諸機関の取り組みを知らせ、自分たちでもできることがあるのではないかと気づかせ、自らの防犯意識を高めさせていくことは急務の課題であると考え。

そこで本時では具体的に以下の点に留意して指導にあたりたい。

#### ○関係諸機関の工夫や努力を確認し、PTA安全調査報告を例に自分たちのこれまでの通学時の防犯意識について話し合わせる

前時までに関係諸機関の通学時の安全を守るための仕組みや工夫について学習してきた児童は、自分たちを守るために多くの人々が関わってくれていることに感謝の念を抱くであろう。そこで「自分たちの通学時の防犯意識はこれまでどうだったか」とPTAの安全調査報告を例に具体的に振り返らせる。多くの児童は自らの行動を反省し、附属小の一員として安全ルールを再確認したり、追加したりする必要があることに気づくであろう。

#### ○自分たちが全校に呼びかけるための安全ルールについて考え、追加や再確認する箇所について話し合わせる

まだ改善の余地がある安全ルールを前にして「よりよい安全ルールを考え、全校に呼びかけたらどうか」と提案する。おそらく児童は「新附属小ルールブック」として通学時の不審者に対するルールの追加や再確認が必要な箇所を必死に考えるであろう。これらの取り組みを通して、関係諸機関の工夫や努力を再認識し、自ら一緒に取り組むことで、地域社会の一員としての自覚も生まれ、結果的に自分たちの防犯意識を高めることにもつながると考える。

#### 4. 目標

- 地域社会で災害や事故・事件から人々の安全を守るために努力をしている人々の仕事を理解し、関係諸機関が互いに連絡を取り合って、緊急に対処する体制を取っていることに気づくことができる。
- 地域の消防署や派出所を見学し、安全を守るための仕事の進め方や工夫を調べ、地域社会の一員としての自覚を持つ。

#### 5. 指導計画（1単位時間20分）

- 災害や事件、事故について話し合う——2
- 警察に見学に行き、工夫を調べる——6
- 関係諸機関の働きについて話し合う——4
- 通学路の安全について考える(構7・8/8)——8
- 火事について話し合う——2
- 消防署に見学に行き、工夫を調べる——6
- 消防の仕事の工夫を話し合う——4
- 災害を防ぐための工夫を話し合う——2

#### 6. 本時の指導計画（34時間扱いの第19・20時）

- 本時の目標と指導過程
  - ・自分たちで考えるルールづくりを通して、安全を守る人々の工夫や努力を再認識し、防犯意識をより一層高めることができる。

児童の活動	指導の方法	期待される児童の変化
○前時までの関係諸機関の取り組みを振り返る	○防犯のための関係諸機関（警察・県や市・地域のボランティア）の工夫や努力をわかりやすく図や表を使って確認する	○関係諸機関の取り組みの様子を確認することができる
○自分たちの通学時の様子を安全調査を例に具体的に振り返る	○附属小のPTA児童安全委員会の安全調査の結果を知らせ、自分たちが安全な通学に心がけているかチェックさせる ・バス、電車、徒歩、それぞれに気をつけないといけないところがたくさんある	○自分たちの通学時の様子を見直し、改善していこうという気持ちを持つことができる
○他の資料を参考に附属小の安全ルールブックの内容を検討する	○附属小安全ルールブックや他の安全ブック「あるかな？こんなこと」の内容について確認し、気づいたことを発表させる ・不十分なので、もう少し不審者から身を守る方法について付け加えた方がよい	○安全ルールブックにどのようなことが書かれているか理解し、不十分な点に気づくことができる
○防犯意識を高めるために追加・再確認する必要があるものを話し合う	○全校に呼びかけるための「新安全ルールブック」づくりに入れた方が良いものを中心に話し合わせる ・コンビニのセーフティステーション活動について全校に知らせた方がよい	○自分たちで通学路の安全ルールを追加・再確認する必要がある箇所を考えることができる
○全校に呼びかけていく新安全ルールを発表する	○通学路の新安全ルールとして全校に呼びかけていけるものを発表させる ・防犯の約束「イカのおすし」を加える ・不審者に出会った時は、近くのコンビニまたは「子ども110番の家」へ逃げ込む	○新安全ルールづくりを通して自らの防犯意識をより一層高めることができる
○本時の授業の感想を発表する	○本時の学習でわかったことや考えたことをノートに書き、発表させる ・ぼくたちの安全はたくさんの人々によって守られていることが改めてわかった	○本時の授業のまとめとなる感想を発表することができる

「スーパーやコンビニはお客さんが望むものは全て扱えるの？」3年

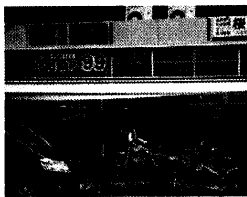
(1) 問題意識

＜従来の授業の流れ＞

コンビニは消費者が望むものは工夫や努力によって取り揃えてきた



＜社会科は多面的にももの見方や考え方を学ぶもの＞



本当にそうであろうか



＜問題意識の芽生え＞

実際には望んでも揃えられない商品もあるはずだ。その原因は？



＜問題意識の視点＞

コンビニの看板にある「酒」「たばこ」マークがあるところとないところがある。なぜだろう・・・



＜法規制の壁＞

食品衛生法酒税法たばこ事業法大店立地法等々が関係しそうだ



＜教材研究の視点＞

これらの法規制がありながらスーパーやコンビニは、どのような工夫や努力によって消費者が望むものを取り揃えようとしてきたのか



＜新たな視点を取り込んだ学習の流れ＞

スーパーやコンビニには様々な法規制がある中で、様々な工夫や努力によって、様々な商品を取り揃えようとしている

(2) 法教材化の手順

スーパーやコンビニに関係のありそうな食品衛生法・酒税法・たばこ事業法・大店立地法 等々がどのような内容の法なのか調査をする

インターネットを使って法の内容を調査

①食品衛生法	生鮮食料品を置くためには(i)大型冷蔵庫の設置、(ii)生鮮食料品を処理するためのバックヤード確保、(iii)食品管理者の常駐の3点が必要
②酒税法 (免許制)	ここ数年の規制緩和の流れで、税務署長に申請すればコンビニでも販売免許を取りやすくなってきている。
③たばこ事 法(許可制)	お酒同様に規制緩和の流れで、財務大臣に申請すればコンビニでも販売許可を取りやすくなってきている
④大店立地法 (届け出制)	1000㎡以上の立地面積のお店を出店するときに規制の対象となる。コンビニは500㎡以下なので対象外である スーパーは立地面積により都道府県に届け出をする

＜上記の基礎調査を元に実際にスーパー、コンビニに調査に行く＞

①については、規制緩和の流れで食品管理者の資格が取りやすくなり、バックヤードを確保しなくてもセンター方式で生鮮食料品を販売可能であることがわかった

②③については確かにインターネットの調査通りであり、現状としては「近くですでに免許を取得している、あるいは許可をもらっている同業者がいる」場合はなかなか取得しにくいとのことであった

④については、ほとんどのスーパーが届け出をしなくても良い500㎡以下の立地面積で営業しているとのことであった。

以上のことから今回特に注目したのは①の食品衛生法である

業界全体が規制緩和の方向に進んでいて、生鮮食料品を置こうと思えば可能なのに、置かないのはなぜか

何か別の理由があるはず

再びコンビニで情報収集を行う



消費者の購入意識に原因があった

生鮮食料品をメインで大量に購入するのはスーパー  
コンビニは買い忘れ、または足りない場合のみの購入

さらに

生鮮食料品はセンター方式なのでスーパーよりも賞味期限が短くなる  
コンビニの基本は薄利多売ではないので値段がスーパーよりも高くなる

コンビニに生鮮食料品があれば便利だが、赤字では置けない

※以上のようなことから…＜単元の流れのイメージが固まる＞  
酒税法、たばこ事業法を学習し、法規制という視点が生まれる

さらに

生鮮食料品問題を扱うことによって、法規制+流通という視点で考えられる

多面的な見方ができ、社会的なものの見方や考え方ができるようになる



### (3) 構造図について

以上のような問題意識を持って、法資料を教材化するまでの思考の流れを整理すると次頁のような構造図となる。対比しやすいように、従来の3年生のスーパー・コンビニの授業の流れも付記した。法や流通の仕組みという視点を入れることによって、多様な見方ができ、社会的なものの見方や考え方がより深まるような学習の流れとなっている。



# 授業化までのプロセス

## 従来の一般的な授業の流れ

スーパーコンビニにはどのような品物が置かれているのだろう



スーパーやコンビニで働く人や置かれている品物を調査しよう



いろいろな種類の食品が置いてある



これらの商品を工夫しながら売っている



家の人はどうなことに気をつけて買い物をしているのか



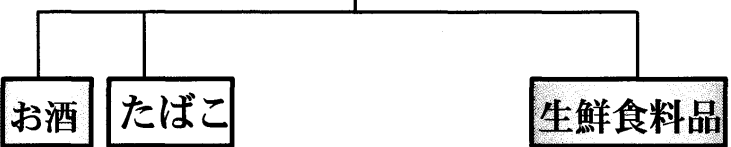
商品の種類や値段に合わせてお店を選んで買っている



他の店についても調べよう

## 法教材の視点を組み込んだ授業の流れ

スーパーやコンビニは何でも揃っているのか



<法的な視点でみると>

コンビニと同じように店があるときはない

酒税法 (免許制)

たばこ事業法 (許可制)

最近は規制緩和で多くなってきた

酒やたばこはどこで買っても値段はほぼ同じ

<経済的な視点でみると>



衛生法上の理由で置けない?

大型冷蔵庫

バックヤード

食品管理者

3要件

規制緩和の流れで、置こうと思えば置ける

ではなぜ?

消費者の購入意識が原因

値段コストが高くなる

赤字では置けない



コンビニの品揃えについて多面的な見方ができるようになる

社会的なものを見方や考え方ができるようになる

## 終わりに—課題と今後の取り組み—

これまで2年間、千葉大学教育学部附属小学校では社会科を中心に法資料の教材化に取り組んでまいりました。その集大成として、今回の教育フェアで法資料の教材化の授業実践を提案させていただきました。授業後の協議会では、以下の2点を中心に協議が行われました。

1点目は、**発達段階に応じた目標と内容の設定は適切であったか**ということです。3年生の児童にとって本時の授業の目標及び内容はこれで良かったのか、『ルール』や『モラル』そして『きまり』の違いを認識させる必要があったのではないかなど、たくさんのご意見をいただきました。私は授業前、3年生児童にこれらの違いを理解させることまで要求する必要はないと考えていました。しかし本当にそれで良かったのか、他学年ではどのような内容を、どの程度まで目標を設定して教えるべきなのか等々、課題がたくさん見えてきました。これは今後より多くの実践事例を重ねて検証していかなければいけない重要な問題であると考えています。

2点目は、**法教育を取り上げる教科の棲み分け（あるいは連合）**です。これまで附属小の社会科部では社会科の本来の目標は崩さず、あくまでも「法」を「資料」として「教材化」していくことに主眼をおいて実践研究をしてきました。しかし、協議会での発言を聞く限りでは「目標の違う両者をつ一つにして授業をするのには無理がある」「もっと法教育らしい授業を見たかった」等の感想をたくさんいただきました。確かに狭い社会科における目標の中だけで授業化しようとするとう窮屈な部分がたくさん出てきます。実際、私も昨年6年生の担任だったので、総合的な学習の時間を使って、裁判員制度を視野に入れた授業や実際の裁判事例を考える授業を計5回（10時間程度）行いました。法教育そのものを目標として授業を組み立てることができたのでとてもやりやすく、子どもたちにとってもわかりやすいものとなりました。今後はもう少し研究の視野を広げ、社会科を柱に、道徳、学級活動、家庭科、そして総合的な学習の時間を上手に活用して、文字通り、小学校の子どもたちにとって望ましい「法教育」を追究していきたいと考えています。

ただ、その際に一つだけ肝に銘じておかなければならないことがあります。かつて視聴覚教育や放送教育等、教育方法論全盛の時代がありましたが、優れた理論と実践が十分教室に根付かなかったのはなぜでしょうか。それはいわゆる普段とは違う「特別な教室」と「特別な指導方法」によって授業が行われていたからではないでしょうか。法教育はきちんと教えるべき内容がありますので、これらの二の舞にはならないと考えていますが、打ち上げ花火的な「特別扱いの法教育」の授業はあまりやらない方が良いと思います。むしろ小学校においては、通常の授業の中で継続的に法教材を取り上げて、法的センスやバランス感覚を養っていくことが大切であるかと思っています。単に「法についての授業を1年に数回特別にやりました」というだけでは、子どもたちにそのような力をつけることはできません。また、小学校における数々の特設された授業の栄枯盛衰の実態から、通年を通して法教育の授業を一般化及び教材化できるようにしていかなければ、法教育は真に小学校に根付いていかないと考えます。

幸いにして、私は本年4月より、千葉大の大学院で「法教育」をテーマとした修士研究をさせていただくことになりました。「小学校における法教育はどうあるべきか～法資料を教材化した単元開発と体系化～」という内容で研究を進めさせていただくつもりです。子どもの発達段階に応じた内容で、かつ現行のカリキュラムの中で、できるだけ無理なく、可能な範囲で、法資料を教材化した単元開発を研究していくことには大きな意義があると考えます。2年間の研究期間で「どんな教材（事例、判例その他）をどの教科でどのように扱うか」あるいは「どの学年で、どのように授業化すれば適切か」等々、法教育を真に小学校に根付かせていくために一生懸命研究させていただく所存です。法教育推進協議会の皆様、今後ともご指導の程、よろしく願いいたします。

ご案内

# 千大附小教育フェア

## 「その日、附小に教育の新たな可能性が集う」

平成18年

期日 **2月2日(木)、3日(金)**

会場 **千葉大学教育学部附属小学校**

後援 **千葉県教育委員会・千葉市教育委員会  
千葉県教育研究会・千葉県教職員組合  
千葉大学教育学部・千葉大学教育学部同窓会**

### 1日目 公開授業日程

13:30 14:00 14:40 15:00 16:00

受付	公開授業	移動休憩	協議会
----	------	------	-----

#### 部会研究公開授業

部会	学級	題目・題材・テーマ等	担当教員
国語	1-1	おはなしたんけんたい「みんなの本だな」	白石 厚子
社会	3-2	くらしをまもる ～中学年における法教育のあり方を考える～	向井 浩二
算数	2-2	かけ算の利用	中山 勝巳
理科	4-3	もののあたまり方を調べよう	加藤 高伸
音楽	5-3	曲想を感じ取ろう	元吉 秀行
図工	4-2	カラフル・プリンツ・アート ～版を使って楽しく表現しよう～	森高 光広
体育	5-2	体づくり運動 ～コーディネーション運動を取り入れて～	細谷 憲一郎
道徳	2-1	みんな なかよし	山田 晋三
生活	1-2	みんな 風の子	永松 規子
総合	3-1	身の回りから“?”をさがそう	田中 昌代
帰園	5-5	自分も相手も大切にしたい表現って?	木村 健治

### 2日目 ワークショップ・セミナー・講演日程

8:30 9:00 10:15 10:30 12:00 13:00 14:40 15:00 16:30

受付	ワークショップ①	移動休憩	セミナー	昼食休憩	ワークショップ②	移動休憩	講演
----	----------	------	------	------	----------	------	----

#### 本校シヨップ

～附小の研究と連携～  
※本校全13部会が研究内容をPR

部会	研究内容
国語	これからの読解力を育てる国語科学習 ～読む読書から語る読書、語り合う読書～
社会	「社会的なものの見方や考え方を育む社会科学習 ～法資料の教材化を通して～
算数	思考を促す指導のあり方
理科	科学的なものの見方・考え方を育む理科学習 ～自ら問いかけながら対象とかかわる児童の育成～
音楽	心身の発達段階に応じた音楽学習(Ⅱ) ～創造的に美しく継続できる音楽活動を目指して～
図工	自分なりの表現を追求する造形活動のあり方 ～個の活動を見つめる～
家庭科	意思決定能力を育む家庭科学習 ～家庭生活を多面的にとらえられるような教材開発を通して～
体育	自らの動きを見つめ高める体育学習 ～コーディネーション運動を取り入れた単元開発～
道徳	道徳的価値の良さや必要性を実感できる道徳指導 ～体験学習を通して～
特別活動	望ましい人間関係を育成するための学級活動の在り方 ～やる気・信頼のある集団を育てるための学級活動～
英語	コミュニケーションの意欲と能力を育てる英語活動 ～シエアード・リーディングの手法を用いて～
生活	気づきの深化を促す生活科学習 ～自然や文化を体験・美観する学習プログラム作り～
総合	生きてはたらく学力をつける 総合的な学習の時間の在り方
帰園	相手に伝わる言葉で アサーティブな自己表現をしようとするための手立て

#### ゲスト校シヨップ

～全国教育研究校から情報をキャッチ～  
※全国より14校を招待し、参観者に情報発信

部会	テーマ等	学校名
国語	子どもとつくる「ことば」の学習 ～「国語」から「ことば」へ～	お茶の水女子大学附属小学校
社会	「みんな意識」を育む授業の創造	千葉県習志野市立谷津小学校
算数	幼小中連携における数理解の両体系化	新潟大学教育人間科学部附属長岡小学校
理科	「科学する」学習づくり	茨城大学教育学部附属小学校
音楽	創ろう歌おう僕らの歌を	玉川学園小学部
図工	このときに子どもは育つ	東京都品川区立八潮小学校
家庭科	支え合い、学び合い、高め合う家庭科学習 ～自分の思いや願い、考えを豊かに表現し、問題を克服していく子供の育成～	新潟県上越市立黒田小学校
体育	戸田体育のあゆみ	千葉県市原市立戸田小学校
道徳	自己を見つめようよく生きようとする 児童の育成	埼玉県越谷市立大沢小学校
英語	Decoding Skill から Pleasure Reading へ ～高学年の英語活動を充実するために～	埼玉県戸田市立新豊小学校
生活	子どもとともに本質にせまる授業をめざして	学校法人和光学園 和光小学校
総合	自ら学びともに生きる力を育む学びの創造 ～学社融合による「人間たいすきふれあい活動」を通して～	千葉県習志野市立秋津小学校
教育課程	小中一貫した Technology Education 教育課程の開発 ～よりよい社会を創造し支えていく技術的素養の育成～	東京都大田区立矢口小学校
	主体性を育む幼小中連携の教育	東京学芸大学附属竹早小学校

#### 教育関連団体シヨップ

～産学連携の可能性～

- ・アシスト
- ・シャープ
- ・ソニーコンピュータエンタテインメント
- ・日本マクドナルド
- ・読売新聞社
- ・理想教育財団
- その他

#### 記念講演

～日本の教育の未来を考える～

◆ 講師  
上智大学教授  
**奈須 正裕 先生**

演題  
「確かな育ちを生み出す  
教師の力量」

#### < 略歴 >

国立教育研究所教育方法研究室室長 立教大学文学部教育学科教授 などを経て、現職

時下、ますますご健勝のこととご拝察いたします。  
さて、本校では教育先進校、学部スタッフ、そして企業関係者をお招きし、「千大附小教育フェア」と題した教育研究会を開催することとなりました。これまでの公開研究会同様、本校の研究成果を報告させていただくと同時に、多方面からの教育研究情報をもとに、新たな教育の可能性について語り合える機会を企画いたしました。多忙な中とお察しいたしますが、多くの皆様のご参加をお待ちしております。

千葉大学教育学部附属小学校校長 岩 垣 攝

#### 参加申込方法

1月19日(木)までに同封の申込用紙でFAX・郵送あるいはE-mailでお知らせください。当日受付も致しますが、セミナーで定員数を超過している講座についてはご希望のセミナーに参加できない場合がございますのであらかじめご通知おきください。

会費 1日目：無料

2日目：2,000円(当日の朝、受付で申し受けます)

昼食 昼食は食券を販売いたしますのでご利用ください。

お問い合わせ 千葉大学教育学部附属小学校

副校長(宮下)宛にお願いします。

〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町1-33

電話 043-290-2462 FAX 043-290-2461

本校ホームページ <http://www.el.chiba-u.jp>

E-mail (ogura-t@faculty.chiba-u.jp)

お願い 本学構内は自動車の進入、駐車規制を実施しております。  
勝手ながら自家用車の本学への乗り入れは固くお断りいたします。

#### セミナー(学部スタッフ)

～地元教育研究者と膝を交えて～

番号	テーマ等	講師
①	国際理解教育実践で求められる 教師の多角的視点と異文化対応能力	新倉 涼子 (国際教育開発センター 教授)
②	教育相談と子どもの心理発達	保坂 亨 (教育学部 教授)
③	アイデア対決! 超簡単小学生版ロボットコンテスト	鈴木 隆司 (教育学部 助教授)
④	法教育に挑戦してみよう ～小学校でもできる、「裁判員制度」体験プログラム～	戸田 善治 (教育学部 助教授)
⑤	「子どもの目が輝く道徳の授業」 ～資料の開発と多様な指導方法について～	土田 雄一 (教育学部 助教授)
⑥	メディアリテラシー教育入門 ～テレビ、ゲーム、インターネットを考える授業のために～	藤川 大祐 (教育学部 助教授)
⑦	一貫した説明を重視した懸架の授業研究 ～授業デザインから分析・評価まで～	山下 修一 (教育学部 助教授)

#### セミナー(教師の達人)

～教育の不易を、大先輩から学ぶ～

⑧算数科示範授業 / 教育提言  
5年数量関係(周りの長さ)  
元千大附小副校長  
元千葉市立都小学校校長  
**小林 敢治郎 先生**